

さまざまな  
リスクへの備えを  
バランスよくセット

マイカー共済の  
おすすめ安心タイプ

基本の補償

ご自身の補償

**[人身傷害補償]**  
最高**5,000万円**  
(被共済者1名につき)

**[自動車事故傷害見舞金]**  
(死亡・入院・後遺障害見舞金)

相手方への賠償

**[対人賠償]**  
**無制限**  
(被害者1名につき)

**[対物賠償]**  
**無制限**  
(1事故につき)

**[対物超過修理費用補償]**  
最高**50万円**

お車の補償

**[車両損害補償]**  
一般補償

**[付随諸費用補償]**

※詳細はP.7~8でご確認ください。



おすすめ安心タイプにも  
特約・割引を適用できます。

特約・割引制度

**[運転者本人・  
配偶者限定特約]**  
運転者の限定で  
**8%割引**

**[衝突被害軽減  
ブレーキ(AEB)割引]**  
**9%割引**

選べる特約・割引はほかにも!

詳しくはP.9~12へ

充実の補償

ご自身や同乗者の補償

人身傷害補償



事故により死傷された場合、治療費、休業損害、精神的損害などの実損害額\*を補償します!

\*実損害額とは全労済が定める基準にもとづき算出した額となります。

おすすめの補償額は

**5,000万円**

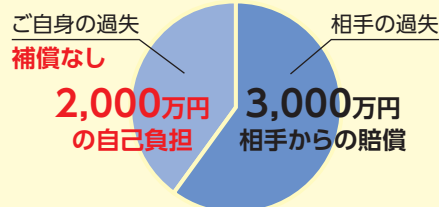


その他も選べます

無制限	2億円	1億円	3,000万円
-----	-----	-----	---------

**例** 自動車事故でご契約者に後遺障がいがあり、実損害額が5,000万円。ご自身と相手方の過失割合が40:60の場合。

人身傷害補償がなければ



人身傷害補償があれば



あなたのいざというときに!

ご自身に過失があっても  
示談成立を待たずに補償します。

相手からの賠償金がない  
自損・単独事故でも補償します。

実損害額\*での補償とは別に  
「**自動車事故傷害見舞金**」を受け取れます。

ご家族や搭乗中の方も!

被共済自動車に  
搭乗中の方を補償します。

主たる被共済者のご家族であれば、**搭乗中**はもちろん、**歩行中の自動車事故**でも補償します。

**後遺障がい**を負った主たる被共済者のご家族も、ご自身同様に補償します。

自動車事故傷害見舞金 **マイカー共済オリジナル!**

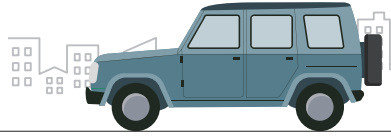
自動車事故に遭われたときには実損害額の補償に加え、入院見舞金や後遺障害見舞金などをお支払いします。

- 〈例1〉 死亡見舞金 **500万円** (事故発生の日からその日を含めて200日以内に死亡した場合)
- 〈例2〉 後遺障害見舞金 **500万円** (後遺障害第1級の場合)
- 〈例3〉 入院見舞金 **10万円** (3日以上入院をした場合)

※人身傷害補償のご契約がない場合は、搭乗者傷害特約・自損事故傷害特約が自動的にセットされます。

相手方への賠償

## 対人賠償



歩行者や車に搭乗中の方など、他人を死傷させてしまい、法律上の損害賠償責任を負う場合に自賠責共済(保険)を超える分について共済金をお支払いします。

補償額は  
すべての契約で

**無制限**

相手側のもしにも!

過失割合から自賠責共済(保険)の給付額を差し引いた分の賠償額を**全額補償**します。

思わぬ賠償額にも慌てないように**無制限**でご用意しています。



相手側への万一の賠償には、高額になってもしっかり対応できる備えがあると安心です。

[裁判例にみる対人賠償の高額事例]

被害者と認定額	開業医 ▶ 5億2,853万円
	大学生 ▶ 3億9,725万円
	大学生 ▶ 3億9,510万円

相手方への賠償

## 対物賠償



車、家屋、電柱など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合に共済金をお支払いします。

おすすめの  
補償額は

**無制限**

「対物超過修理費用補償」がすべての契約に適用!

全労済が認めた場合に、50万円を限度にお支払いします。  
ただし、相手方が6ヵ月以内に修理した場合などの条件があります。

こんなときにも!

相手方の自動車修理費用が**時価額を超えても所定の条件で補償**します。



高額な賠償が発生しても頼れる、大きな安心を準備しておきましょう。

[裁判例にみる対物賠償の高額事例]

被害物と認定額	積荷(呉服・毛皮等) ▶ 2億6,135万円
	店舗・営業損害等 ▶ 1億3,580万円
	電車・踏切 ▶ 1億2,037万円

## お車の補償

# 車両損害補償



他の自動車との衝突はもちろん、自然災害から盗難、当て逃げ、車以外との衝突まで、大切な愛車のさまざまな損害を補償します。

※四輪自動車でご選択いただけます。四輪自動車であっても用途・車種や型式等により選択いただけない場合があります。二輪自動車・原付自転車の契約では選択いただけません。

おすすめの補償タイプは

## 一般補償

## お車の補償

◎：補償します ○：一部補償 ×：補償しません

補償の範囲	補償タイプ	一般補償	エコミーワイド + 補償額限定 車両損害補償特約	エコミーワイド
他車との衝突*1		◎ あて逃げも補償	◎ 一部補償*2	◎ あて逃げは対象外
火災・爆発・ 自然災害*2		◎	◎	◎
盗難		◎	◎	◎
落書き、いたずら などによる破損		◎	◎	◎
飛来中・落下中の 他物との衝突		◎	◎	◎
車以外の他物との 衝突		◎	○ 一部補償*2	×
付随諸費用補償		◎	◎	◎

## + 追加でセット

補償の範囲	補償タイプ
車両損害の無過失事故に関する特約	NO COUNT
地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約	
新車買替特約 (新車取得差額費用補償特約)	NEW

\*注 補償額限定車両損害補償特約  
エコミーワイドの補償範囲外の損害について、30万円を限度として一般補償の範囲の補償が受けられます(損害額が30万円以下のとき自己負担1万円)。

## 一般補償

あて逃げや車以外の他物との衝突など、一般補償なら幅広く備えられます。

### ケース1

「駐車場であて逃げにあい、車体が破損した」

車両の修理代を補償！



### ケース2

「対向車を避けようとしてガードレールに衝突し、車体が破損した」

車両の修理代を補償！

\*1 エコミーワイドは相手自動車が発見されない事故(あて逃げ事故)は対象外となります。 \*2 自然災害は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を除きます。  
※実際のお支払いは状況により異なります。

自己負担額を設定することで、掛金を節約することができます。

### 交通共済のおすすめは

#### 自己負担額 10万円

(車両共済金額が20万円以上の場合)

■ 損害額から自己負担額(10万円)を差し引いたうえで被共済自動車の補償額の限度までお支払いします(全損の場合はお車同士の事故の場合で相手からの賠償額(回収額)が10万円以上支払われた場合は、ご自身の自己負担額は発【自己負担額】-【相手からの回収金】が実際の自己負担額となります。

■ 10万円以外にも車両共済金額に応じて自己負担額の設定ができます。

※自己負担額(5万円または10万円)を設定された場合、契約更新時の車両共済金額が20万円未満になると、自動的に「自己負担額



できる特約

一般補償	エコノミーワイド + 補償額限定車両損害補償特約	エコノミーワイド
セットOK	セットOK	セットOK
セットOK	セットOK	セットOK
セットOK	セットOK	セットOK

「もらい事故」等で過失のない、自動車同士の事故（相手自動車が特定できない「あて逃げ」は含まれません）であることが確定した場合、事故件数に数えない「ノーカウント事故」として取り扱います。

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって、被共済自動車がこの特約の定める「全損」に該当する場合、一時金をお支払いする補償です。車両共済金額にかかわらず、一律50万円をお支払いします（車両共済金額が50万円を下回る場合はその金額をお支払いします）。

契約時に設定した新車価格相当額の50%を超える修理費の場合、補償します（盗難は対象外）。  
 ※新たな自動車を購入する場合、被共済自動車と異なる車種および型式の自動車の入れ替えも可能です。  
 ※最初の車検の満了日の月末までに、マイカー共済の契約期間の満了日が含まれる場合にご契約いただけます。  
 ※契約いただける条件を満たさなくなった場合は**契約更新時に自動的に取り外されます。**

例えば…



代車費用補償

つぎの期間にレンタカー等の代車を借り、その費用を被共済者が負担した場合、1日につき7,000円を限度に支払います。

- ①事故により被共済自動車を修理している期間
  - ②全損事故や盗難で被共済自動車が使用不能となり、共済金が支払われるまでの期間
- ※代車費用補償の支払対象期間には、一定の制限があります。

身の回り品補償

自宅等から一時的に持ち出した身の回り品など、車中にある動産に事故や盗難により損害が生じたとき、30万円（自己負担額1万円）を限度に全労済の定める基準により実損害額を補償します。警察への届け出がある場合に対象となります。

※身の回り品には対象とならないものもあります。

遠隔地事故諸費用補償

**陸送等費用** 走行不能\*となった被共済自動車を修理後、被共済者の居住地等へ陸走車等で運搬するために支出した費用について、1事故につき10万円を限度にお支払いします。

**宿泊費用** やむをえず宿泊をしなければならなくなったときの予定外に支出した宿泊費について、1名につき1万円を限度にお支払いします。

**帰宅等費用** 帰宅するための代替交通手段として、電車などを利用したときの予定外に支出した交通費について、1名につき1万円を限度にお支払いします。

\*走行不能とは自力で移動することができない状態または法令により走行が禁じられている状態をいいます。

- 補償範囲は車両損害補償の補償範囲と同一となります。
- 付随諸費用補償の範囲は一般補償・エコノミーワイド+補償額限定車両損害補償特約については一般補償の範囲、エコノミーワイドはエコノミーワイドの範囲となります。

自己負担額「なし」でお支払いします。生じません。

なし」となりますのでご注意ください。